



社会保険労務士法人

AXIA 事務所便り

本社オフィス
〒190-0022 東京都立川市錦町 2-3-3 オリピック錦町ビル5F
電話：042-595-6422 FAX：042-595-6432
相模原オフィス
〒252-0226 神奈川県相模原市中央区陽光台 7-5-9 AXIA ビル2F
電話：042-753-3355 FAX：042-753-3356

限定正社員の導入状況

◆20.4%が導入

「多様な働き方の進展と人材マネジメントの在り方に関する調査」（労働政策研究・研修機構）の結果をみると、企業の20.4%で限定正社員がおり、導入による効果も上がっているようです。

限定正社員とは、ここでは勤務地、職務、労働時間等が限定されている正社員のことですが、実際には、勤務地の限定（転勤の制限）が最多で82.7%を占めています。

◆導入の効果

限定正社員という働き方を導入した企業では、人材定着率の向上（54.7%）が社員のワーク・ライフ・バランスの向上（49.7%）、人材採用がしやすくなった（48.9%）、社員のモチベーションアップ（35.9%）、社員の労働生産性の向上（34.2%）、社員の専門性の向上（30.1%）といった効果を感じています。

◆限定正社員の不満

会社側としては一定の効果がある限定正社員。社員側でも制度に不満の「ない」人

が61.2%と、不満の「ある」（31.1%）を上回っています。

一方で、不満な点（複数回答）としては、「不合理な賃金差」が最多で56.6%を占めています。これは、情報共有の不徹底（36.8%）、不合理な昇進スピードの差（33.5%）等に比べると、かなり多くなっています。

基本給の差の設定については、「いわゆる正社員のほうが高い」とする割合が58.4%を占めています。「差はない」も39.4%となっています。いわゆる正社員のほうが高い場合、限定正社員の基本給を「8割超～9割以下」とする割合が最も多く、43.0%となっています。

限定正社員については、いわゆる正社員との間の転換をどうするか等の制度設計も気になる場所ですが、従業員間の賃金に差をつけるには理由が必要であり、それは合理的なものでなければならず、従業員に対して明確に説明できる必要があります。「合理的な賃金差」は、今後の労務管理においてより一層気をつけたいポイント

トとなるでしょう。

【労働政策研究・研修機構「多様な働き方の進展と人材マネジメントの在り方に関する調査」(PDF)】
<http://www.jil.go.jp/pres/s/documents/20180911.pdf>

高齢者の就業者数が過去最高に～総務省調査より

◆高齢者の就業者数が 807 万人と過去最高に

総務省は、「敬老の日」（9月17日）にあたって、「統計からみた我が国の高齢者－「敬老の日」にちなんで－」として、統計からみた我が国の65歳以上の高齢者についての取りまとめを公表しています。

取りまとめによれば、高齢者の就業者数は14年連続で増加しており、807万人と過去最多だそうです。また、就業者数増に占める高齢者の割合も、12.4%と過去最高となっています。高齢就業者数は、「団塊の世代」の高齢化などを背景に2013年以降大きく増加していますが、「団塊の世代」が70歳を迎え始



めたことなどにより、70歳以上で主に増加しているようです。

◆高齢者就業者は「卸売業、小売業」「農業、林業」などで多い

高齢就業者が多い業種としては、主な産業別にみると、「卸売業、小売業」が125万人と最も多く、次いで「農業、林業」が99万人、「製造業」が92万人、「サービス業（他に分類されないもの）」が91万人となっています。なお、各産業の就業者総数に占める高齢者の割合をみると、「農業、林業」が49.3%と最も高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」が24.0%、「サービス業（他に分類されないもの）」が21.2%となっています。

特に「農業、林業」「製造業」などは、かねてより高齢化の進展が指摘されている業界です。

◆これからも増加が予想される高齢就業者

国際比較でも、日本の高齢者人口の割合は、世界最高となっており、高齢者の就業率も23.0%と、主要国の中で最も高い水準にあるそうです。この傾向は今後も加速することが予想されます。

調査によれば、高齢雇用の4人に3人は非正規の職員・従業員となっており、高齢者の非正規の職員・従業員は、10年間で2倍以上に増加しているといえます。

今後も、企業としては、高齢者の雇用に関する諸問題には注視していきながら、適切な対応をしていきたいところです。

【総務省「統計からみた我が国の高齢者－「敬老の日」にちなんで－」】

<https://www.stat.go.jp/data/topics/top1130.html>

11月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書（10月31日の現況）の提出 [税務署]

30日

- 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]